



14農会第997号
平成14年11月21日

北海道農政部長 殿

農林水産省
農林水産技術会議事務局
技術安全課長 長谷川 裕
生産局
農産振興課長 吉田 岳志

疎甲第
43
号証
9
1

安全性が確認された組換え大豆を栽培する場合の留意点について

最近の組換え技術の発達に伴い、我が国においても商業栽培するための安全性確認（食品、飼料、環境）が既に終了している農作物が存在します。この中には大豆等の我が国における主要な農作物も含まれており、今後、農家等が試験的に導入し、一般ほ場で栽培されることも想定されます。この場合、食品、飼料、環境に対する安全性の観点からは、栽培することについて何ら問題はありません。

しかしながら、ご承知のとおり、現状において国産大豆については、実需者等のニーズを踏まえ、いずれの産地においても組換え大豆でないことを強調した販売戦略を持っているとともに、生産者から販売委託を受ける生産者団体等においても組換え大豆は一切取り扱わない方針となっております。こういった中、もとより大豆は自殖性が高い作物で、一般的には品種ごとに収穫・調製・流通しているものですが、一般ほ場で栽培される以上、万が一でも周辺の非組換え大豆との交雑や収穫物の混入といったことが起これば、生産・流通上の混乱を招かないとも限りません。

従って、貴道においては、管内における組換え大豆の一般ほ場栽培に関しては、日頃から情報収集に努められるようお願いいたします。また、情報があった場合は、その栽培者に対し、安全性確認後の試験的栽培であっても、栽培に当たっては、事前に周辺地域、住民の理解を十分に得ること、生産・流通上の混乱を招かないための交雑・混入防止等の措置を行うことを徹底していただき、必要に応じて状況確認を行っていただくようよろしくお願いいたします。

なお、開発企業に対しては、別途、別添のとおり通知していることを申し添えます。



14農会第997号

平成14年11月21日

東北農政局生産経営部長 } 殿
 各農政局生産経営部長 }
 沖縄総合事務局農林水産部長 }

農林水産省
 農林水産技術会議事務局
 技術安全課長 長谷川 裕
 生産局
 農産振興課長 吉田 岳志

疎甲第
 43
 号証
 2

安全性が確認された組換え大豆を栽培する場合の留意点について

最近の組換え技術の発達に伴い、我が国においても商業栽培するための安全性確認（食品、飼料、環境）が既に終了している農作物が存在します。この中には大豆等の我が国における主要な農作物も含まれており、今後、農家等が試験的に導入し、一般ほ場で栽培されることも想定されます。この場合、食品、飼料、環境に対する安全性の観点からは、栽培することについて何ら問題はありませぬ。

しかしながら、ご承知のとおり、現状において国産大豆については、実需者等のニーズを踏まえ、いずれの産地においても組換え大豆でないことを強調した販売戦略を持っているとともに、生産者から販売委託を受ける生産者団体等においても組換え大豆は一切取り扱わない方針となっております。こういった中、もとより大豆は自殖性が高い作物で、一般的には品種ごとに収穫・調製・流通しているものですが、一般ほ場で栽培される以上、万が一でも周辺の非組換え大豆との交雑や収穫物の混入といったことが起これば、生産・流通上の混乱を招かないとも限りませぬ。

従って、貴局及び貴管内都府県においては、管内における組換え大豆の一般ほ場栽培に関しては、日頃から情報収集に努められるようお願いいたします。また、情報があつた場合は、その栽培者に対し、安全性確認後の試験的栽培であっても、栽培に当たっては、事前に周辺地域、住民の理解を十分に得ること、生産・流通上の混乱を招かないための交雑・混入防止等の措置を行うことを徹底していただき、必要に応じて状況確認を行っていただくようよろしくお願いいたします。

なお、貴管内都府県に対しては、貴局よりこの旨周知いただくようお願いいたします。

また、開発企業に対しては、別途、別添のとおり通知していることを申し添えます。



14農会第997号
平成14年11月21日

日本モンサント株式会社
代表取締役社長 山根 精一郎 殿

農林水産省
農林水産技術会議事務局
技術安全課長 長谷川 裕
生産局
農産振興課長 吉田 岳志

安全性が確認された組換え大豆を栽培する場合の留意点について（お願い）

ご承知のとおり、最近の組換え技術の発達に伴い、我が国においても商業栽培するための安全性確認（食品、飼料、環境）が既に終了している農作物が存在します。この中には大豆等の我が国における主要な農作物も含まれており、今後、農家等が試験的に導入し、一般ほ場で栽培されることも想定されます。この場合、食品、飼料、環境に対する安全性の観点からは、栽培することについて何ら問題はありません。

しかしながら、ご承知のとおり、現状において国産大豆については、異業者等のニーズを踏まえ、いずれの産地においても組換え大豆でないことを強調した販売戦略を持っているとともに、生産者から販売委託を受ける生産者団体等においても組換え大豆は一切取り扱わない方針となっております。こういった中、もとより大豆は自殖性が高い作物で、一般的には品種ごとに収穫・調製・流通しているものですが、一般ほ場で栽培される以上、万が一でも周辺の非組換え大豆との交雑や収穫物の混入といったことが起これば、生産・流通上の混乱を招かないとも限りません。

従いまして、組換え大豆の開発企業であります貴社におかれましては、農家等から組換え大豆の栽培に関し相談等が寄せられた場合、当該農家等に対し、安全性確認後の試験的栽培であっても、栽培に当たっては、事前に周辺地域、住民の理解を十分に得るとともに、栽培地が属する都道府県の大豆の生産流通担当部局、JA等の関係者に、事前に栽培に関する情報提供を行うことが必要であることを周知徹底していただきますようよろしくお願いいたします。また、種子を提供するに当たっては、生産・流通上の混乱を招かないための交雑・混入防止等の措置について十分に徹底していただきますようお願いいたします。

なお、別途、都道府県の担当部局に対しては、地方農政局等を通じ別添のとおり通知していることを申し添えます。

疎甲第
43
号証

3